

## ○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を 1 つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。</p> <p>⑦ <u>指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーション</u>において整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、<u>居宅基準第 80 条第 4 項</u>に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。</p> <p>⑧ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 準用</p> <p>居宅基準第 83 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)、<u>(20) から (22) まで及び (24) から (28) まで</u>、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>五 居宅療養管理指導</p> <p>1 人員に関する基準（居宅基準第 85 条）</p> <p>指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとしたものである。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(削除)</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 居宅基準第 86 条は、指定居宅療養管理指導事業所については、</p> <p>① 病院、診療所又は薬局であること。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) （略）</p>	<p>ととしたものであること。</p> <p>当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を 1 つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。</p> <p>⑥ <u>訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション</u>において整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、<u>基準省令第 80 条第 4 項</u>に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。</p> <p>⑦ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 準用</p> <p>居宅基準第 83 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(26)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>五 居宅療養管理指導</p> <p>1 人員に関する基準（居宅基準第 85 条）</p> <p>指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとしたものである。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p><u>(3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 35 号）第 63 条第 1 項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この項において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員</u></p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 居宅基準第 86 条は、指定居宅療養管理指導事業所については、</p> <p>① 病院、診療所、<u>薬局又は指定訪問看護ステーション等</u>であること。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) （略）</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(2) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針</p> <p>指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、居宅基準第 89 条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。</p> <p>(3) 運営規程</p> <p>居宅基準第 90 条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅療養管理指導事業所ごとに義務づけたものであること。なお、第 4 号の「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種（医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士）ごとの種類を規定するものであること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>六 通所介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（居宅基準第 93 条）</p> <p>① 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p> <p>② <u>8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合</u>にあつては、事業所の実情に応じて、<u>適当数の従業者を配置するものとする。</u></p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能訓練指導員（居宅基準第 93 条第 5 項）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の</u></p>	<p>(2) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針</p> <p>指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、居宅基準第 89 条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 薬剤師、歯科衛生士、<u>管理栄養士及び看護職員</u>は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。</p> <p>(3) 運営規程</p> <p>居宅基準第 90 条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅療養管理指導事業所ごとに義務づけたものであること。なお、第 4 号の「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種（医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、<u>看護職員</u>）ごとの種類を規定するものであること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>六 通所介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（居宅基準第 93 条）</p> <p>① 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p> <p>② <u>7 時間以上 9 時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合</u>にあつては、事業所の実情に応じて、<u>適当数の従業者を配置するものとする。</u></p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能訓練指導員（居宅基準第 93 条第 5 項）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、<u>柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者</u>とす</p>